

岐阜県公報

第千九百六十六号
平成二十年七月二十二日
(火曜日)

目次

告示

○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知

(治山課 五二二ページ)

告示

岐阜県告示第四百六十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年七月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
関市中之保字藤屋六二八八の一、六二八八の三
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年七月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
関市洞戸高賀字羽田一二八七の二、一二八七の三、一二八七の六、一二八七の九
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 変更後の指定施業要件
- （一）立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- （二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

平成二十年七月二十二日印刷
平成二十年七月二十二日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯 尾 寛
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐 阜 文 芸 社
定価 一 千 四 百 〇 〇 円（送料共）（消費税二、二八六円を含む。）